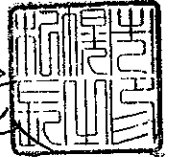


札幌市医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年2月26日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第7号

札幌市医療法施行細則の一部を改正する規則

札幌市医療法施行細則（平成9年規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式14別紙1中「予備措置」を「予防措置」に、「利用線すい」を「利用線すい錐」に、

「

定格管電圧 125kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から 1m で 0.25mGy/時以下になる構造	有・無
------------------------------	----------------------------------	-----

を

「

定格管電圧 125kV 以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から 1m で 0.25mGy/時以下になる構造	有・無
定格管電圧 125kV 以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置	装置表面において、0.05mGy/時以下になる構造	有・無

に、

」

「附加ろ過板」を「附加濾過板」に、「接触可能面」を「接触可能表面」に、

移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置が、エックス線管焦点及び患者から 2m 以上となる操作構造	有・無
--	-----

を

移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置が、エックス線管焦点及び患者から 2m 以上となる操作構造	有・無	
携帯型エックス線装置（手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置に限る。）	公称管電圧 70kV で 0.25mmPb 当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造	有・無

に、

「ろ過板が」を「濾過板が」に、「移動型エックス線装置（移動型エックス線装置）」を「移動型又は携帯型エックス線装置（移動型又は携帯型エックス線装置）」に、「ください（移動型エックス線装置）」を「ください（移動型又は携帯型エックス線装置）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。